

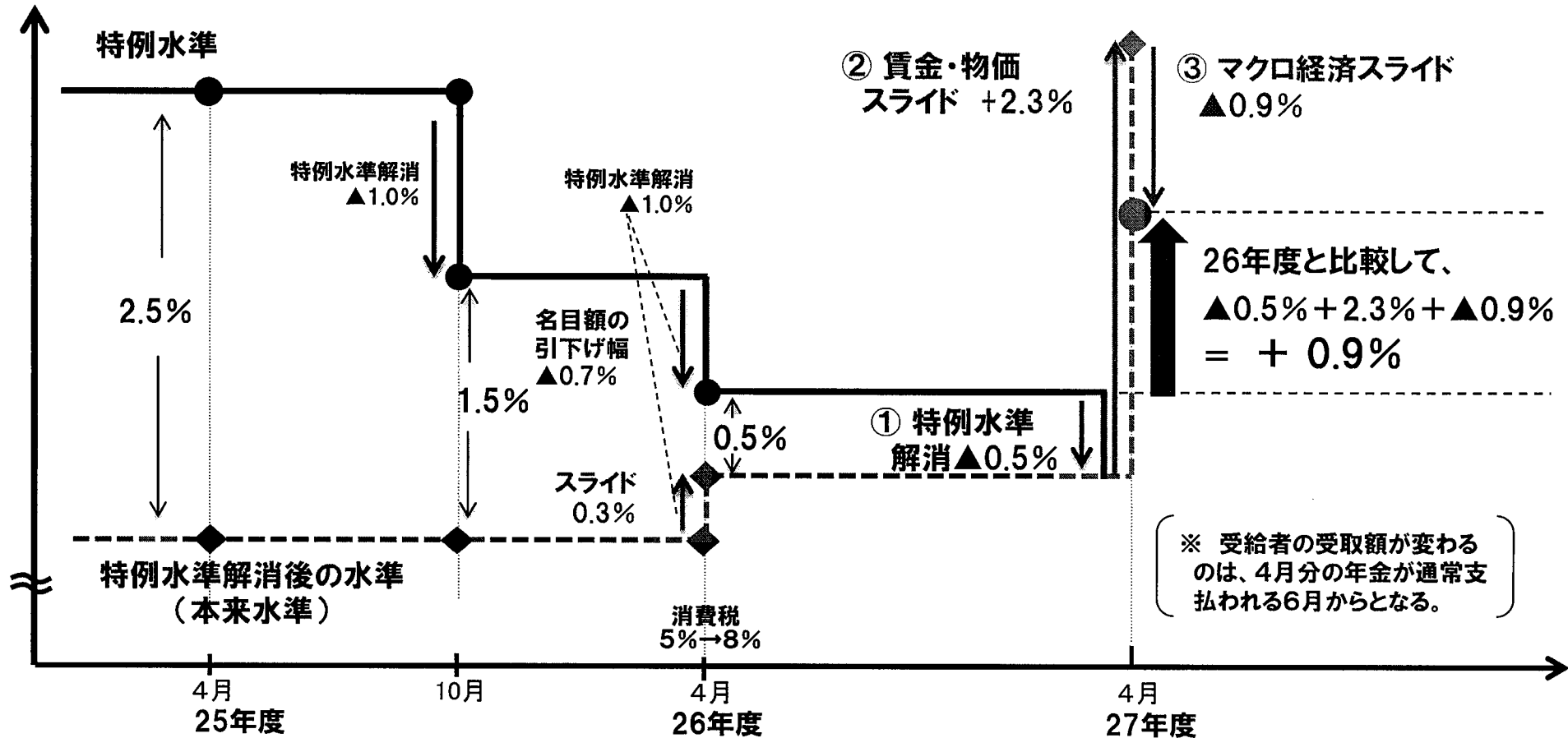
全国厚生労働関係部局長会議 年金局 説明資料

平成27年2月24日(火)

平成27年度の年金額改定のイメージ

平成27年度の年金額改定は、

- ① 特例水準の残り0.5%分※を解消 → これにより特例水準は完全に解消
- ② 特例水準解消後の水準に対して、物価・賃金変動に伴うスライドを実施
- ③ ②のプラス改定分に対してマクロ経済スライドによる調整を発動



※ 厚生年金(報酬比例部分)に関しては、平成16年改正で特例水準の処理についてのルールを法定化した以降、平成16年以前の実質賃金上昇を反映した本来水準の改定が行われた世代(昭和12年度生まれ以降の世代)が存在するため、これらの世代では、平成26年度時点で解消すべき特例水準が0.5%より小さい又は無いため、その分平成27年度の改定率が高くなる。

『社会保障審議会年金部会における議論の整理(平成27年1月21日)』(概要)

※平成27年1月21日付け「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

1. 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大について

- 全体的な方向性としては、更に適用拡大を進めていく必要があることについて、異論はなし。
- 労働力人口の減少が供給要因として経済に影響したり、企業の雇用過剰感が不足超過に転じたことが指摘される中、28年10月の施行後の本格的な適用拡大の検討に先立って、この問題を一步でも前に進めることが重要。

平成28年10月施行の適用拡大の対象から外れるもの、特に企業規模要件を満たさない事業所について、労使の合意を前提として、任意で適用拡大できるようにすることが考えられるとの意見あり。

2. 高齢期の就労と年金受給の在り方について

- 65歳までは現役として捉え、就労して保険料を負担し、負担に応じて年金を受け取るのが自然の流れ。
- 制度設計上、高齢期の男女の就業率の違いや、未就業期間が増えるという視点も考慮すべきとの意見がある一方、能力や意欲ある人が任意で保険料を拠出するのではなく、全国民に適用する仕組みとして導入すべき、との意見あり。
- 何もしなければ基礎年金水準の低下により、低所得者対策が必要となり、別の形で社会的コストを要することも考える必要があるとの意見があった一方、国庫負担の増加につながる制度設計の在り方については慎重に考えるべきとの意見があった。いずれにしても、安定財源の確保の検討が必要。

3. 年金額改定(スライド)の在り方について

(物価変動が賃金変動を上回る場合の、賃金連動の年金額改定の徹底)

- 保険料収入は賃金に連動するため、将来世代の給付水準の確保を図るためにも、物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して改定する考え方を、賃金変動がマイナスの場合も徹底することが必要。

(マクロ経済スライドにおける名目下限措置の在り方)

- 将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要となるという認識について、概ね共有。
- 調整幅は物価・賃金の伸びの範囲内にとどめる、基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすべき、との意見がある一方、持続可能性が危ぶまれることで困るのは年金受給者であること、マクロ経済スライドの実施の徹底により影響を受ける年金受給者については、他の低所得者向けの制度で対応し、年金制度はシンプルにすべきとの意見あり。

4. 高所得者の年金給付の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化について

- 高所得の高齢者の年金額の調整については議論が分かれているが、この問題については、年金制度だけでなく、年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体の視点から、幅広い議論を行う必要。

5. 働き方に中立的な社会保障制度について（第3号被保険者制度の在り方を含む）

- 共働き世帯の増加、女性の就業促進が重要な課題であることなどを踏まえ、第3号被保険者を将来的に縮小していく方向性については共有。
- 第3号被保険者は、出産や育児のために離職した者、配偶者が高所得で自ら働く必要が高くない者など、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても、認識を共有。
- まずは、被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要。

6. 第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱いについて

- 就労状況の様々な第1号被保険者についても、出産前6週間及び出産後8週間は、稼得活動に従事できない期間と考え、次世代育成支援の観点から配慮措置を設けることは妥当。
- 次世代育成支援の観点から、前年度所得にかかわらず、保険料負担を免除することについても一定の合理性あり。また、厚生年金と同様に、免除期間分の基礎年金を満額保障することが望ましい。
- 産前産後期間の保険料免除を行いつつ基礎年金給付は満額保障する場合には、現在予定されている保険料負担に加えて、その見合いの負担を第1号被保険者全体で分かち合うことが必要となる。

7. 遺族年金制度の在り方について

- 女性の就労をめぐる社会の変化や要請を踏まえれば、制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がいらない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様であると考えられる。
- 遺族年金制度は、時間をかけて基本的な考え方の整理から行っていくのが良いのではないかとの認識を共有。

『社会保障審議会企業年金部会における議論の整理(平成27年1月16日)』(概要)

※平成27年1月16日付け「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を、厚生労働省年金局の責任において編集したもの

〈企業年金等の普及・拡大に向けた見直しの方向性〉

DB・・・確定給付企業年金、DC・・・確定拠出年金

1. 中小企業向けの取組

- 企業年金の普及・拡大を図る上で中小企業が取組みやすいことが重要であり、以下の対策を講じることが适当。
 - ・受託保証型DBについて更なる普及・拡大のため、手続緩和等を促進。
 - ・DCについて、①企業年金連合会等における投資教育の共同実施、②中小企業が取組みやすい「簡易型DC」の創設、③企業年金を実施していない中小企業でも従業員への支援ができる「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」の創設。

2. 柔軟で弾力的な給付設計

- 新しい『柔軟で弾力的な給付設計(DB・DC双方の特徴を有する給付設計)』については、企業年金の選択肢を拡大し、企業年金の普及・拡大に資することから、諸外国の例を参考に、現場のニーズ等を踏まえつつ、検討。
 - (※)具体的には、例えば、DBについては、労使判断のもと、あらかじめ約束した給付に積立状況に応じた柔軟性を持つ給付を組み合わせる設計等が考えられるが、いずれにしても詳細な給付設計を検討した上で、改めて審議会で議論することとされた。

3. ライフコースの多様化への対応

- 労働の多様化が進む中、生涯にわたり継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、個人型DCの適用範囲を第3号被保険者、企業年金・公務員共済等加入者に拡大することを検討すべき。
- 制度(DB、DC、中小企業退職金共済制度等)間のポータビリティについて、現場のニーズを踏まえた上で、拡充すべき。

4. 確定拠出年金の運用改善の促進

- DCの運用について、運用自体を困難に感じている者も一定数いることを等を踏まえ、以下の対策を講ずる必要。
 - ・加入者の投資知識等の向上を図るため、継続投資教育の努力義務化等の措置を講ずるべき。
 - ・加入者が選択しやすい環境を構築するため、運用商品提供数を一定範囲内に抑制する措置を検討するとともに、より実効性のある運用商品除外規定の整備を行うべき。
 - ・長期の年金運用として適切な運用方法を促進するため、商品提供について、分散投資に資するリスク・リターン特性の異なる商品を3つ以上提供するよう、その趣旨を法律において明確化すること等を行うべき。
 - ・「あらかじめ定められた運用方法」の規定の法律上の整備等を行う必要がある。

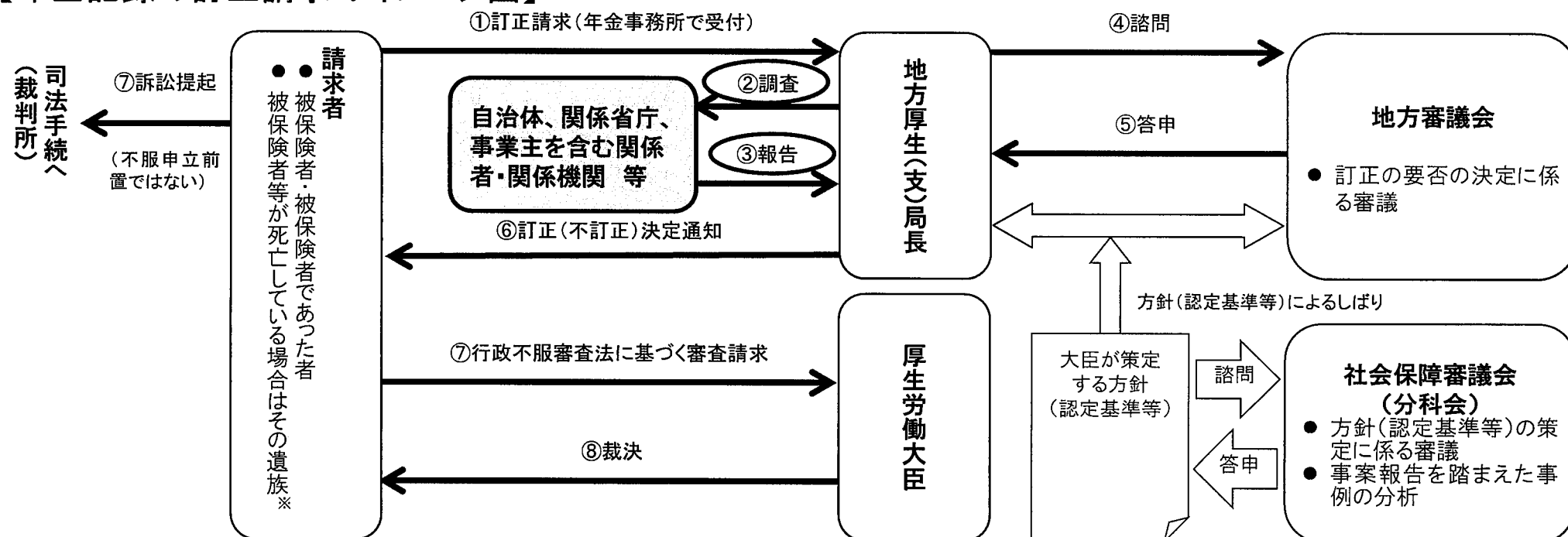
年金記録の訂正手続の創設（平成27年4月～）

- 平成26年6月に成立した「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、年金記録の訂正手続を新たに整備し、平成27年4月から年金記録の訂正請求に対する訂正（不訂正）決定を実施する。（これまで「あっせん」を行ってきた総務省年金記録確認第三者委員会は、原則として、平成27年3月で活動を終了。）

【新たな訂正手続のポイント】

- ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
- ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求めること
- ・ 民間有識者からなる合議体の審議に基づき、厚生労働大臣が訂正（不訂正）決定を行うこと
- ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能であること

【年金記録の訂正請求のイメージ図】



※ 被保険者又は被保険者であった者の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）又は遺族年金等の支給を受けることができる者に限る。

年金記録の訂正手続

厚生労働大臣（地方厚生（支）局）から自治体に資料提供を依頼することが想定されるもの（総務省年金記録確認第三者委員会での事例）

依頼先	調査内容（例）
都道府県	・請求者の軍歴（軍歴証明書）
市区町村	・請求者の所得状況（住民税申告書等） ・請求者の家族構成、居住地等（戸籍謄本、住民票等） ・請求期間当時の国民年金の事務取扱の記録（納付組織や集金人についての照会） ・請求期間当時の国民年金の記録（免除申請の記録等） ・請求者の国民健康保険の加入及び納付状況（国民健康保険の被保険者名簿）

【参考】平成26年度に総務省年金記録確認第三者委員会で受け付けた年金記録に係る苦情申立ての状況

受付件数：8,266件（平成27年1月25日までのもの）

処理件数：5,626件

うち日本年金機構で処理：3,417件（平成26年12月末現在）

第三者委員会で処理：2,209件（平成27年2月3日現在）

（出典）総務省HP「年金記録に係る苦情のあっせん等について」（平成27年2月4日）

年金記録の訂正手続の実施に向けた主な作業

日 程	主 な 作 業
平成27年1月8日	社会保障審議会年金記録訂正分科会を設置し審議を開始
// 1月9日 ~2月7日	年金記録の訂正に関する方針のパブリックコメント
// 2月16日	厚生労働大臣が年金記録の訂正に関する方針を年金記録訂正分科会に諮問、同分科会が答申
// 2月末	年金記録の訂正に関する方針の公示(予定)
// 3月1日	年金事務所において年金記録訂正請求の受付開始(予定)
// 4月1日	地方厚生(支)局に地方年金記録訂正審議会(仮称)を設置し審議を開始(予定)

国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、平成25年度末時点における平成23年度分保険料の最終納付率が65.1%となり、平成23年度末時点の58.6%と比べて6.4%のプラスとなった。

また、平成25年度の現年度分納付率は、前年度比で1.9%プラスの60.9%となり、当面の目標であった60%台に回復したところである。

※平成26年12月末現在において、平成26年度の現年度分納付率（平成26年4月～11月分）は、前年度比で1.6%プラスの59.8%

- 「支え合い」の仕組みである年金制度において、保険料の納付は義務であり、真面目に納付している方との公平性、制度への信頼の確保、無年金・低年金となった場合の被保険者本人の不利益防止などの観点から、国民年金保険料の督促範囲の拡大や納めやすい環境の整備など、引き続き、納付率の向上に取り組むこととしている。
- 厚生年金においては、関係省庁との連携を図りながら、本来適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の適用促進等に集中的に取り組むこととしている。

国民年金保険料の納付の周知について

- 日本フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストア各社のご協力を得て、全国の店舗に、啓発のためのポスターを掲示した。（昨年5月23日に記者発表。6月9日に都内大学の店舗で掲示イベント。小泉内閣府大臣政務官、高鳥厚生労働大臣政務官も出席）
- コンビニエンスストアは、特に若者が日常的に利用する場所であり、その場で国民年金の納付が可能であることや公的年金のメリットを周知することにより、若年層の納付行動に影響を与えた一因と考えられる。

【ポスター】



※ ポスターの原案は、年金局の若手職員等が作成した

- 掲示時期
平成26年6月～11月末
各店舗にて順次掲示

- 掲示場所
協会加盟11社※
全国約5万店舗

※協会加盟コンビニエンス本部
国分グローサースチェーン(株)、
(株)ココストア、(株)サークルKサンクス、(株)スリーエフ、(株)セイコーマート、
(株)セブン-イレブン・ジャパン、
(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、
ミニストップ(株)、山崎製パン(株)デイリーヤマザキ事業統括本部、(株)ローソン

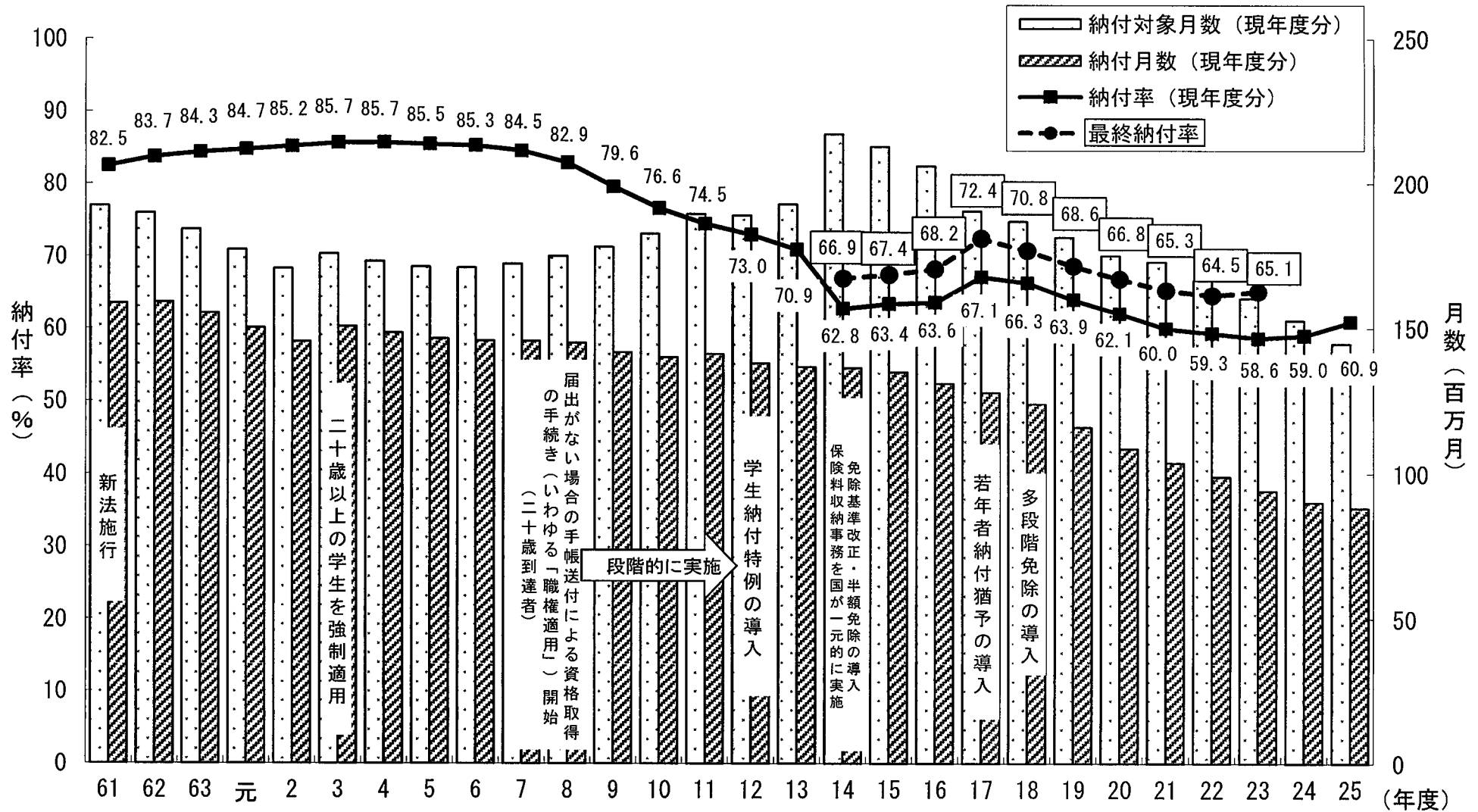
【記者会見の様子】H26.5.23



【掲示イベントの様子】H26.6.9



国民年金保険料の納付率等の推移

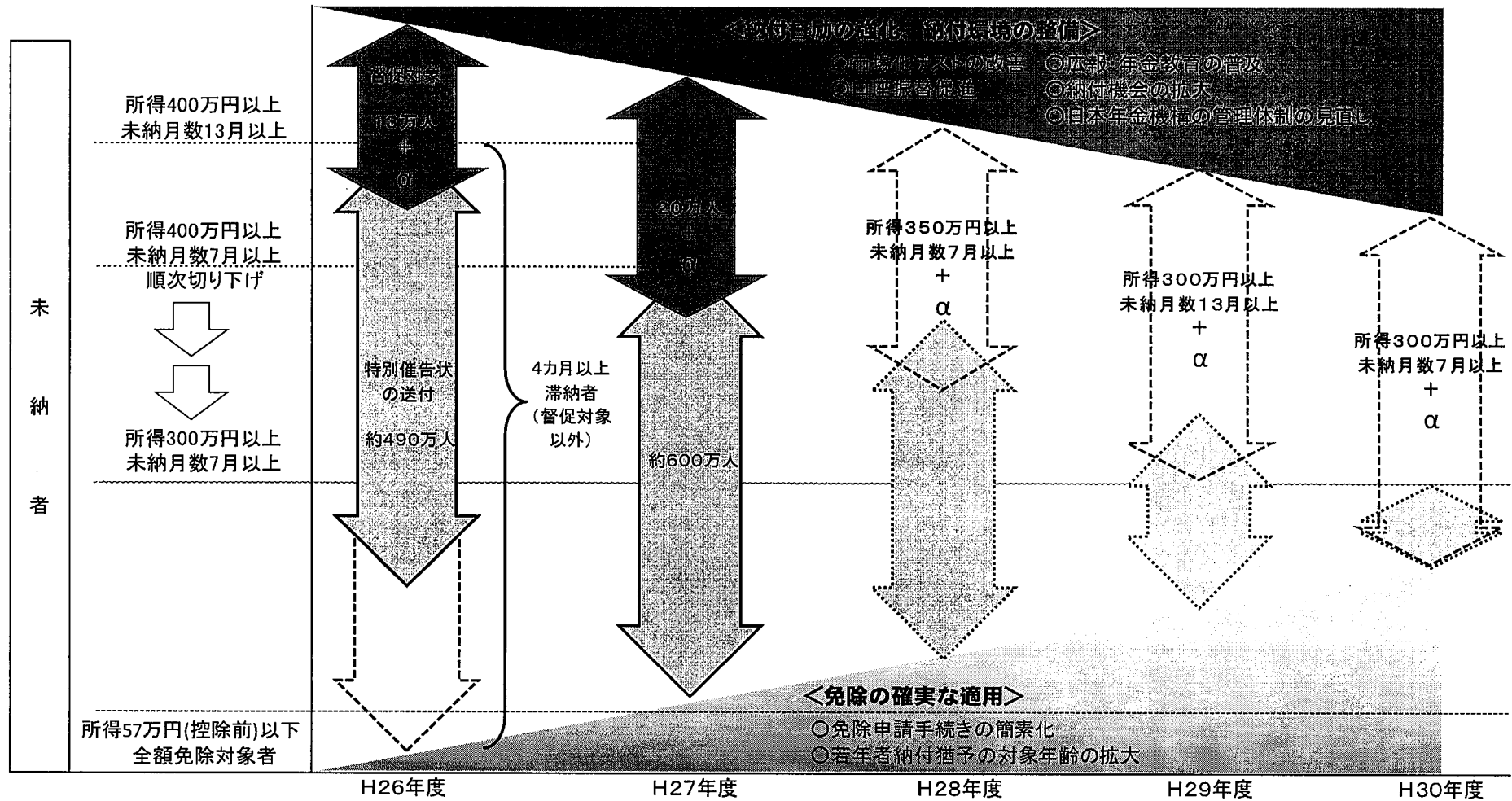


(注1) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

(注2) 平成26年12月末現在の、現年度分の納付率は対前年同期比+1.6%の59.8%、平成24年度分の最終納付率は66.9%となっている。

国民年金の保険料収納対策(うち督促の範囲の拡大)について

滞納者の所得及び滞納月数によって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促を実施する取組を進めながら段階的に拡大を図り、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得の者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。

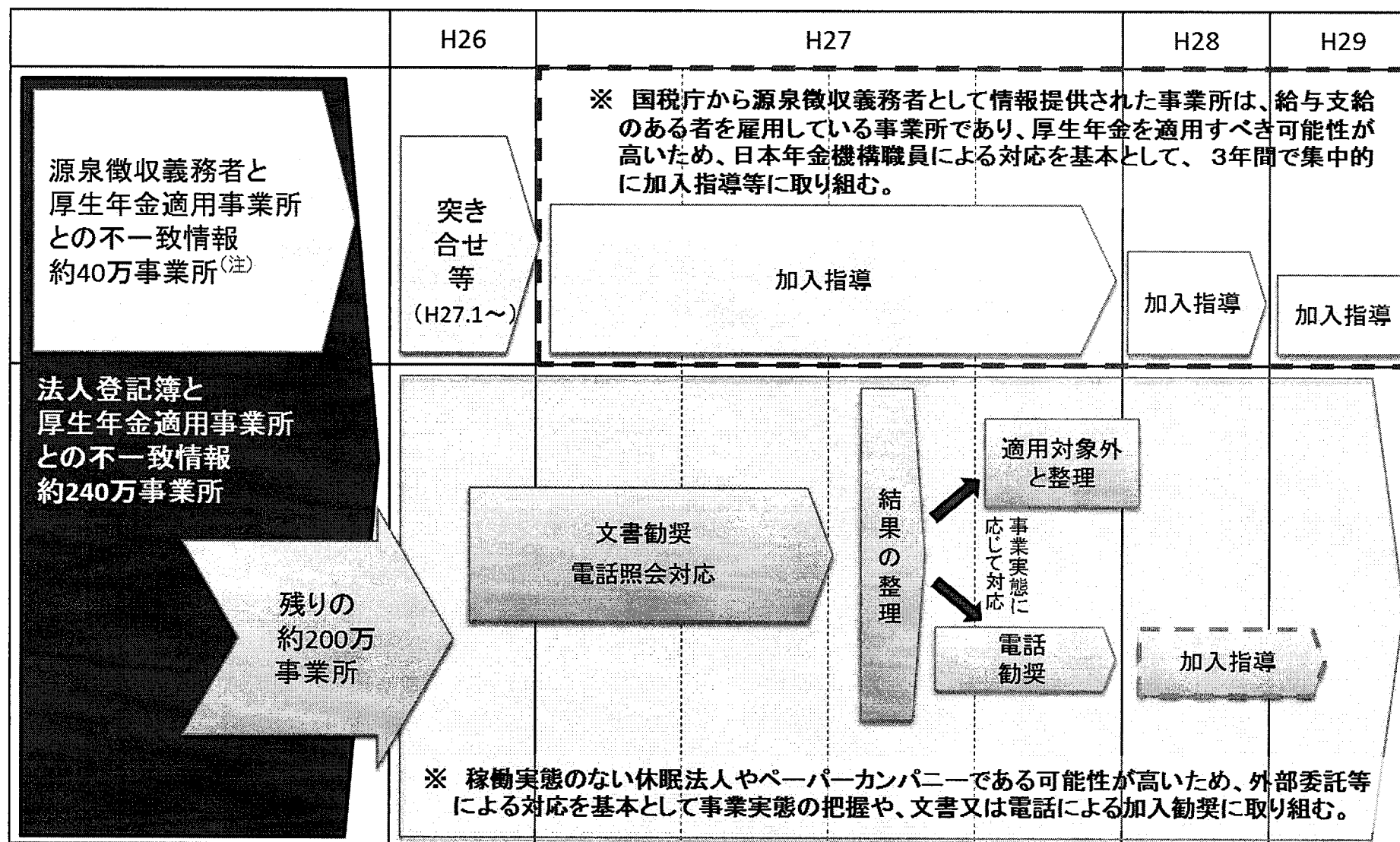


※ 督促対象人数については、各年度に督促対象として予定している所得・滞納月数による一定の基準の範囲に、平成25年度末時点で存在していた滞納者の総数を仮置きしているものであり、今後の取組等により変動があり得る。

※ 低所得者又は短期間の滞納者に対しては、特別催告状の送付や市場化テスト事業者による納付督促で対応。

※ 所得金額については、原則として控除後。

厚生年金保険の適用促進策について



注) このほか、日本年金機構において既に把握している適用調査対象事業所が約35万事業所ある。

年金生活者支援給付金の施行に向けた取組について

- 年金生活者支援給付金の施行に向けては、これまで、平成27年10月施行に向けた準備を市町村等をお願いしてきたところであり、システム開発についても、原則として今年度中に対応いただくこととしている。

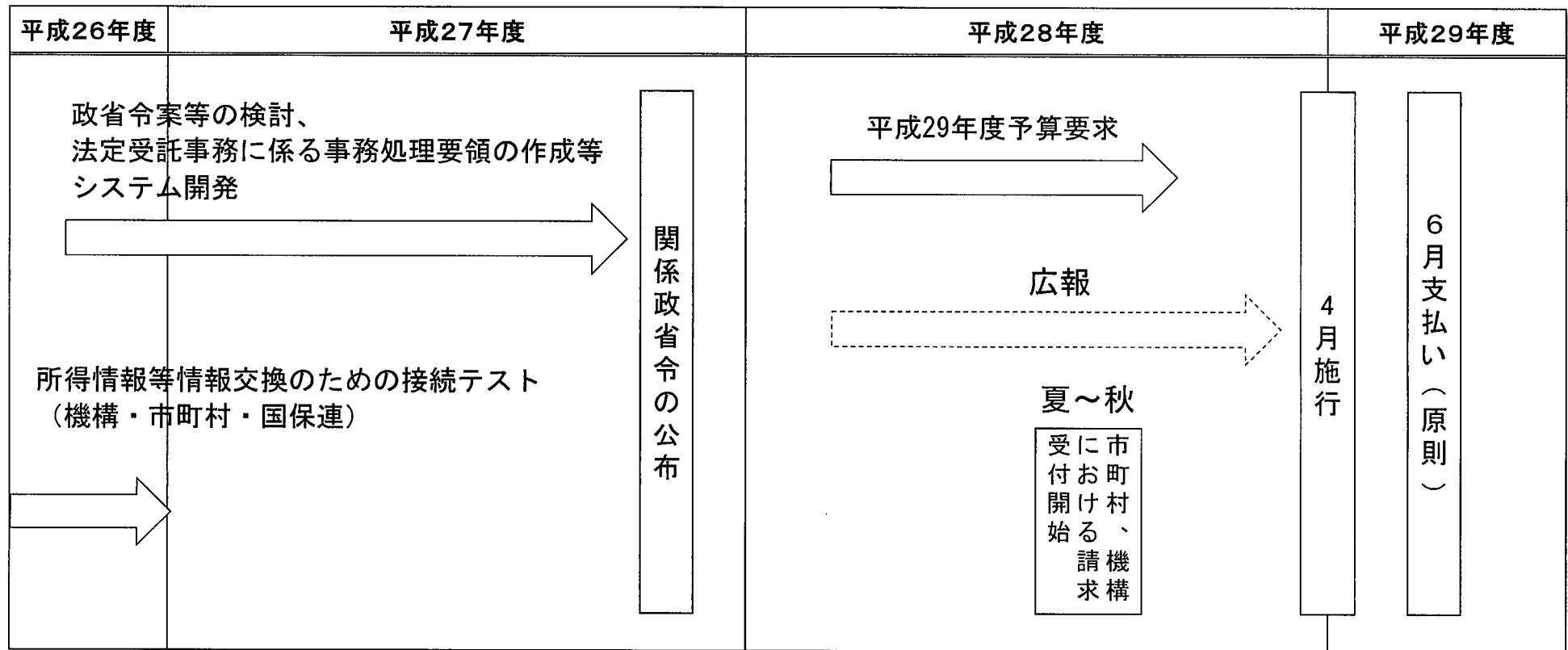
※ 平成26年12月～平成27年1月には、全国で市町村説明会を実施。

- 一方、平成27年1月14日に閣議決定された27年度予算案においては、年金生活者支援給付金の支給を27年度から実施するための所要の経費を計上しておらず、政府としては、これらの実施を平成29年4月に延期するとの方針を示したところ。

※ 延期に当たっては法律改正が必要。

- 施行延期後のスケジュールについては、現時点において、別添1を予定。

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」の施行に向けたスケジュール案
(現時点での粗いイメージ)



1. 法律の概要

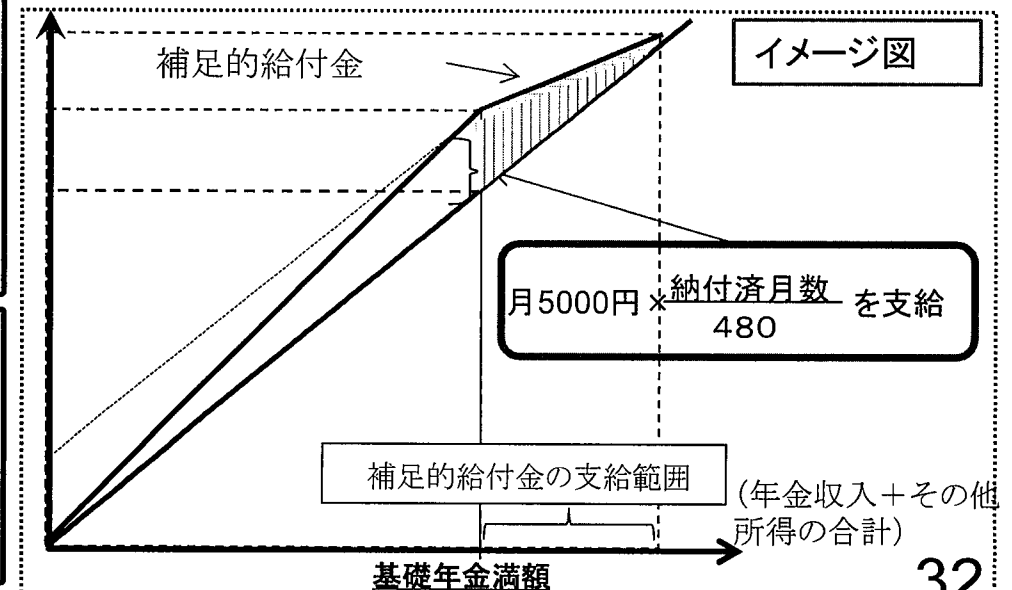
- 所得の額が一定の基準(※)を下回る老齢基礎年金の受給者に、老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間を基礎)を支給する。→ 対象者：約500万人
 - ①基準額(月額5千円)に納付済期間(月数)/480を乗じて得た額の給付
 - ②免除期間に対応して老齢基礎年金の1/6相当を基本とする給付
 (※)住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入+その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額以下であること(政令事項)
- 所得の逆転を生じさせないよう、上記の所得基準を上回る一定範囲の者に、上記①に準じる補足的な老齢年金生活者支援給付金(国民年金の保険料納付済期間を基礎)を支給する。
 - 対象者：約100万人
- 一定の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金を支給する。(支給額：月額5千円(1級の障害基礎年金受給者は、月額6.25千円))
 - 対象者：約190万人
- 年金生活者支援給付金の支払事務は日本年金機構に委任することとし、年金と同様に2ヶ月毎に支給する。

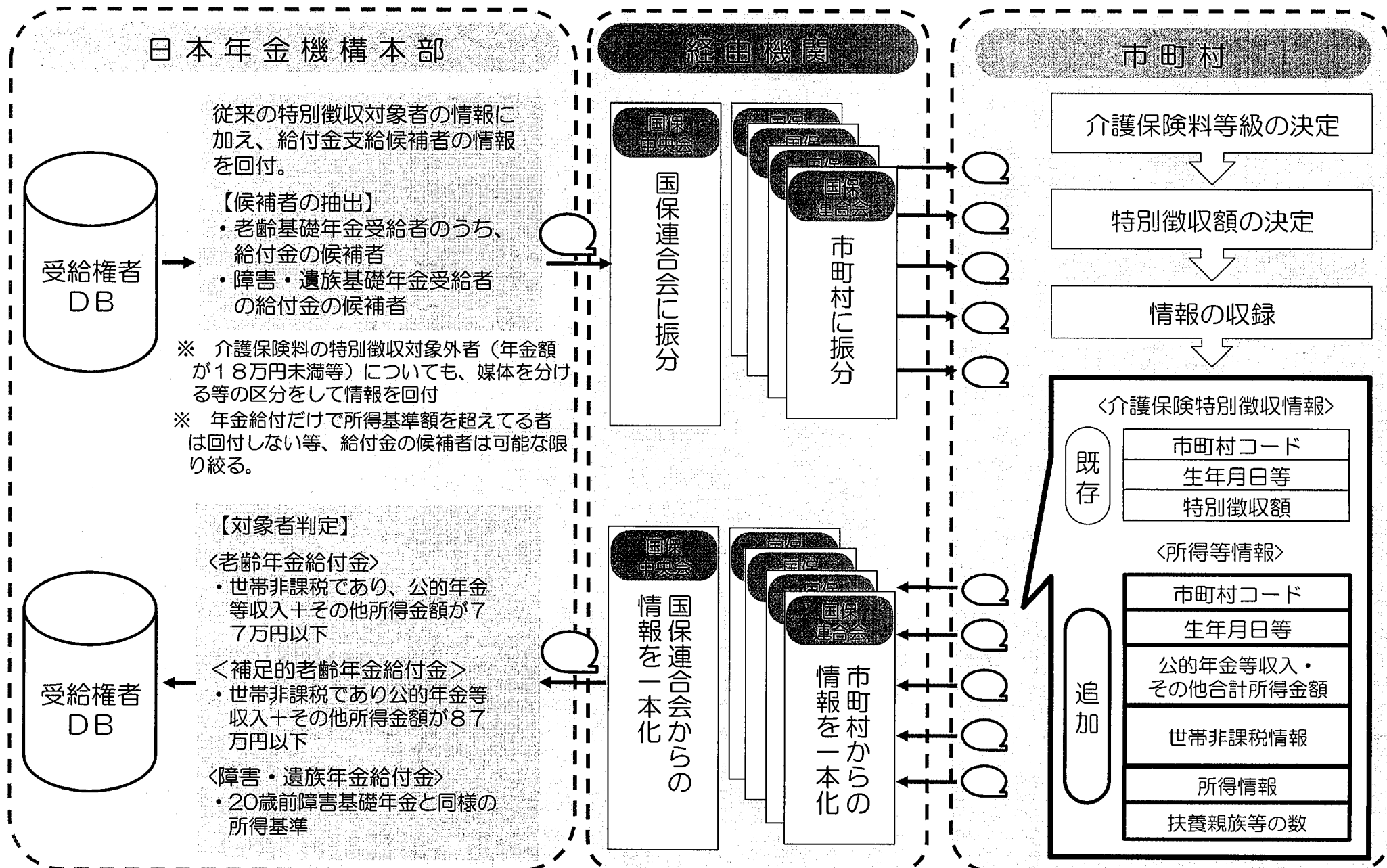
2. 施行期日：平成29年4月1日(予定)

社会保障の安定財源等を図る税制の抜本改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

3. 市町村における事務

- ・厚生労働大臣に対する給付金支給候補者の所得情報等の提供
- ・第1号被保険者期間のみを有する者等の認定請求の受理(政令で規定する予定) 等





※ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律において、市区町村が所得情報等を提供するために必要な法整備は措置されている。